

令和8年



秋の全国交通安全運動 宮崎県推進要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和8年9月21日（月）～30日（水） 10日間

※9月30日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

3 運動の重点

- 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 脇見・ぼんやり運転等の追放（★県独自項目）

4 運動の推進方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に交通安全教育や交通環境の整備、道路交通秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和7年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



（高校・一般の部 銅賞 坂元 蒼介さんの作品）



（小学校下学年の部 金賞 井上 みあさんの作品）

宮崎県交通安全対策推進本部

令和8年秋の全国交通安全運動の具体的推進事項

〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

歩行者の交通事故防止対策

歩行者は・・・

- 道路を横断するときは、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に対して手を挙げるなどの意思表示をしましょう。
- 道路の斜め横断や、車の直前・直後を横断するのは危険なので絶対にやめましょう。
- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出は、明るい目立つ色の服装と反射材の着用やLEDライト等を活用しましょう。
- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。



家庭・地域・学校・職場では・・・

- 家庭や学校において、保護者や教育関係者は、安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組みましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化について、理解を深めるための交通安全教育・広報啓発を推進しましょう。

※令和8年9月1日から改正道路交通法施行令により、中央線等のない道路の「法定速度」が 60km/h から 30km/h に引き下げられます。

〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

夕暮れ時の交通事故防止対策

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯しましょう。
- 車のライト点灯は、歩行者等を早く発見するために、ハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。
- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しましょう。



運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている又は渡っている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。

飲酒運転の根絶

運転者・同乗者は・・・

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 翌日に運転する場合は、飲酒量や飲酒時間に注意し、体内にアルコールが残らないようにしましょう。
- 飲酒運転をするおそれのある者に車両等を提供したり、酒類を提供したり、飲酒を勧めたりすること、また、飲酒運転と知りながら同乗することは処罰の対象となります。



家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない・許さない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における飲酒運転をするおそれのある者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

自転車や特定小型
原動機付自転車の
飲酒運転も犯罪です。

「ながらスマホ」の根絶

- 職場では、自動車の安全運転管理者等による交通安全教育等を徹底し、業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防ぎましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作や通話、画像の注視は危険です。絶対にやめましょう。

妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

- 妨害運転（あおり運転）は犯罪です。「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。
- 妨害運転を受けたときに備えて、ドライブレコーダーをつけましょう。
- いわゆる白タク、白トラ、白バス行為は道路運送法等違反となります。絶対にやめましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全ての座席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの適正な使用が運転者の義務であることを周知徹底しましょう。
- シートベルトの非着用や、チャイルドシートの未使用時の危険性を理解し、広報啓発を徹底しましょう。



高齢運転者の交通事故防止対策

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談ダイヤル#8080」や「高齢者運転免許証返納メリット制度」等を活用し、運転免許証の返納を考えましょう。
- 70歳以上の方は、積極的に高齢者マークを付けましょう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 安全運転サポート車とサポートカー限定免許制度の広報啓発を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響についての交通安全教育・広報啓発を推進しましょう。
- 高齢者マークを表示している自動車の保護義務の周知を推進しましょう。

高齢者交通安全五則
ま … 待つ
み … 見る
む … 無理せず止まる
め … 目立つ
も … (身体の変化を)
もっと知る

外国人運転者の交通事故防止対策

- 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育を推進しましょう。

二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性の周知や、ヘルメットの着用、プロテクターの被害軽減効果について広報啓発を推進しましょう。
- 若年層・中高年層に対する二輪車安全教育・広報啓発を推進しましょう。

〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

利用者は・・・

- 自転車・特定小型原動機付自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、周囲の安全確認を徹底しましょう。
- 夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン等の使用の禁止等、交通ルールの遵守を徹底しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の方は運転禁止です。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 全ての年代を対象に自転車の乗車用ヘルメット着用を徹底しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※令和8年4月1日の道路交通法改正により、16歳以上の者による一定の交通違反への交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

脇見・ぼんやり運転等の追放

運転者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行しましょう。
- こまめに休憩をとることを心がけ、運転に集中できる環境を整えましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルール遵守とマナー向上のため、交通安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報を活用し、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を推進しましょう。
- 体調管理を徹底し、過労や居眠り等の危険な運転をなくしましょう。



宮崎県交通事故相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）

【場所】

宮崎市橘通東2丁目 10番1号

県庁1号館4階 ☎ 0985-26-7039

【相談日時】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に電話でお申し込みください。

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、身体の障がいがある方、認知症などの一定の病気に該当し、または該当するおそれがある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します。）

【相談日時・窓口】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後5時 ※事前に電話をお願いします。

○ 宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999（音声案内2番）

○ 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999（直通）

○ 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999（直通）

○ 安全運転相談ダイヤル #8080

⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分